

◎新潟県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 五泉市下条88番地 高橋 明

就任年月日 令和5年3月17日